

令和8年度 ニセコ町教育委員会 会計年度任用職員（パートタイム） 募 集 要 項

1 採用人員・採用職種・勤務条件 等

募集人員	2名
配属先	ニセコ町教育委員会高校教育課（ニセコ町教育交流センター）
勤務内容	ニセコ高等学校及びニセコ国際高等学校生徒寮でのハウスマスター業務 ・寮生の生活指導や相談対応 ・寮生の病気等による病院受診の付き添い ・寮生の保護者との連絡や対応の補助 ・寮の運営に関する業務 など
任用期間	令和8年任用時から令和9年3月31日まで
再度の任用	選考等の能力実証を行った上で、再度任用する場合があります。 （再度の任用の回数に上限はありませんが、任用期間が通算して5年を超えたとしても、無期の任用への転換申込みはできません。）
勤務時間及び 休日勤務等	1 勤務時間 生徒登校日（授業日）15時30分から23時00分まで 生徒非登校日（週休日・休業日）10時30分から19時00分まで 2 休憩時間 1日の勤務時間につき60分 3 時間外勤務の有無（有・無） 4 休日勤務の有無（有・無）
勤務しない日	・基本的にシフトにより週あたり2日間 ・閉寮日（夏季休業及び冬季休業期間中の各10日間程度） ・その他（休日の代休日）
休暇	1 年次休暇 任期により0日から10日間まで 2 その他休暇（状況によって以下の休暇を認めることがあります。） ①有給（公民権行使、官公庁出頭、住居の滅失等、出勤困難、退勤途上、結婚休暇、忌引、子の看護、夏季休暇、公務上の傷病、私傷病） ②無給（産前、産後、保育時間、短期介護、介護休暇、介護時間、生理日の就業困難、妊娠疾病、骨髄ドナー）
育児休業等	任用期間が継続されることにより取得可能な場合があります。
給与	1 給料の額 時給1,486円から ※職務経験年数がある方は、経験に応じて加算があります。 2 諸手当 ①期末手当 給料月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じた額 ②勤勉手当 給料月額の2分の1の額に支給割合（期間率に成績率を乗じて得た割合）を乗じた額 ③通勤手当 通勤距離2km以上の場合支給 3 時間外勤務又は休日勤務に対して支払われる手当等の割増率 （1日当たり7時間45分、1週間当たり合計38時間45分に達するまでの勤務に対しては0%（午後10時から翌日午前5時まで25%）） (1)時間外勤務 月60時間以内 25%～35% （午後10時から翌日午前5時まで50%～60%） 月60時間超 50%（午後10時から翌日午前5時までは75%）

	(2)休日勤務 35%（午後10時から翌日午前5時までは60%） 3 支給日 ①給料・通勤手当 翌月10日（未締め） ②期末手当 6月10日、12月10日 4 支払い方法 指定口座への振込み 5 給与支払時の控除（法令の規定に基づくものを除く） なし
退職に関する事項	1 任用期間が満了した場合には当然に退職します。 2 自己都合退職の手続（退職する30日以上前に届け出てください。退職の発令をもって退職します。） 3 免職の自由及び手続 (1)分限免職（地方公務員法第28条第1項） 次の場合のいずれかに該当するときは、「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」の定めるところにより、免職される場合があります。 ① 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよい場合 ② 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 ③ ①及び②のほか、その職に必要な適格性を欠く場合 ④ 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合 (2)懲戒免職（同法第29条第1項） 次の場合のいずれかに該当するときは、「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」の定めるところにより、免職される場合があります。 ① 法律又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規定に違反した場合 ② 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 ③ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合 4 定年制 なし 5 その他の離職理由 ・死亡した場合 ・地方公務員法第16条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当する場合
退職手当	支給しません。
服務	任期中、以下の義務を負います。 ①法令等及び職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条） ②信用失墜行為の禁止（同法第33条） ③秘密を守る義務（同法第34条） ④職務に専念する義務（同法第35条） ⑤政治的行為の制限（同法第36条） ⑥争議行為等への禁止（同法第37条） ⑦営利企業への従事等の制限（同法第38条）
その他	1 社会保険 加入します。 2 雇用保険 加入します。 3 災害補償 北海道市町村総合事務組合または労働災害保険に加入します。

	4 健康診断 実施します。 5 その他 公務のため旅行する場合は旅費を支給します。
生徒寮への居住 (希望者のみ)	1 生徒寮内に単身者用住居を用意することができます 2 賃料および光熱水費については、全額免除とします。 3 退職時には、速やかに当該住居を明け渡していただきます。 4 退去時には通常の使用に伴う摩耗(経年変化)を除き、入居時の状態に戻していただきます。

2 申し込み手続き

市販の履歴書に必要事項を記入し、下記5の問い合わせ先までお持ちいただくか、郵送でご提出ください。(郵送の場合は締切日必着。ファックスおよび電子メールでの申込み不可)

※提出された履歴書等は、理由のいかんを問わず返還いたしません。

3 提出期限

随時受け付けます。

4 選考の方法等

提出のあった履歴書により書類選考を行います。

(必要に応じて面接を実施します。)

5 問い合わせ、応募書類提出先

ニセコ町教育委員会高校教育課(ニセコ国際高等学校事務室) 担当: 松田

〒048-1501 北海道虻田郡ニセコ町字富士見141番地9

電話: 0136-44-2224 電子メール: koukou@town.niseko.lg.jp